

氏名(本籍)	やまぐち えりこ 山口 恵里子 (静岡県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博乙第2000号		
学位授与年月日	平成16年2月29日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	ヨーロッパにおける坐の姿勢の研究—椅子・身体・共同性—		
主査	筑波大学教授	D.L.	川那部 保 明
副査	筑波大学教授		上 田 浩 二
副査	筑波大学教授	博士(文学)	荒 木 正 純
副査	東京大学大学院総合文化研究科教授		高 田 康 成

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、ヨーロッパにおける坐の姿勢の変容を多面的な角度から追跡することによって、それがどのような場を作りだしてきたのかを、その文化的・社会的文脈と関係づけながら問うことを目的としている。その過程で特に、運動する身体とイメージの生成の関係、および身体固有の次元における共同性の発生の問題とが中心テーマとなっており、芸術や人類学との境界領域の研究といえる。

ヨーロッパにおける身体表象の研究においては、立位や横臥姿勢に比べ、坐位が深い考察の対象からは外されてきた。本論文は、立位と横臥の間状態にある坐位に注目し、ヨーロッパ的な空間に立位や横臥とは別の角度から光を当てるべく、「椅子」という道具に注目している。すなわち、単に技術史的な道具としての椅子を論ずるのではなく、椅子が置かれる空間、それに坐る身体の姿勢や運動、さらにはそれを取り巻く空間の社会的・文化的価値などとの関係において、椅子を考察の対象としているのである。

その際著者が焦点をあてるのは、椅子がつくりだす身体の単なる物理的な姿勢や運動ではなく、また権力による強制や規律の産物としての姿勢や運動でもない。著者は、椅子にかかわる姿勢や運動を身体の内側から分析し、またそれを、他人や環境とのコミュニケーションの場の要素として捉え直そうとしている。コミュニケーションは、身体をとりまく家具などの物によって規定ないしは安定させられることが多いが、コミュニケーションの研究においてはこうした物質の介在は看過されてきたからである。

また、椅子に坐るということは、世界に対して道具を媒介にして身を「構える」一つの仕方であり、そのような坐の姿勢を検証することによって、姿勢と世界の「見え方」との関わりを考察することが可能となる。立位や横臥姿勢よりも高低や身体の向きにおいて多様性に富み、道具との関連でいかようにも「構え」を変化させうる坐の姿勢は、身体と世界との関係を探る手がかりに満ちた姿勢である。このように椅子によって身体が置き入れられるひろがりを、本論文では身体的場とよんでいる。この場は身体を置き入れる場であり、また身体の構えによって生起する場でもある。この場はまた、一つの身体のみによって生起するものではない。そこには他の身体がつねに共にある。他なるものとの関係や距離によって、自己の身体は姿勢や構え方を調整し、この調整のたびに身体的場が生起する。この場は他なるものと「共にある」ことが発生する現場であり、また「共にある」身体を迎え入れる間身体的な場なのである。身体はそこで、他なるものとの関係

として在る共同体的かつ動態的な場に、自らを置いているのである。

著者はこの間身体的場を様々な具体相において提示し、この場を通して身体に与えられる社会的、文化的な意味づけ、「ハビトゥス」が構造化する身体様式の検証を行い、さらに、それらから自律していると考えられる身体感覚がいかに規範化や社会化を前にして抗うのかを、論じている。感覚の総体としての身体は、場のなかで他なるものとの関係によって姿勢を調節し、みずからの身体の境界を絶えず変えていくのであり、そうした身体はただ一つの明確な輪郭線をもった静止姿勢の身体としては捉えることはもはやできない。感覚としての身体は、共同的な場のなかでみずからも場として生起する身体なのである。つまり、身体的場は、共同体的でありつつ一つの身体を出現させる場でもあり、また規範への従属と感覚の抵抗が共時的にみられる動態的な場であり、従属と抵抗の均衡がたえまなく揺れ動く場なのである。

このような感覚から身体が創出する間身体的な場をみていくことによって、本論文はさらに、規範以前の感覚によって開かれる身体の脆弱性や偶発性が露呈する場、その場に生起する「痛み」を分かち共同的な身体的な場に、身体を置き戻す可能性を強調している。身体的場は、社会的な規範が身体化する場であると同時に、身体が根源的にも脆弱性や偶発性が潜在する場である。この場がなければ、規範が身体化することも、身体が痛みや感覚や欲望に開かれていくこともない。そしてまた、規範の身体化も、痛みや感覚に開かれていく身体も、共同的、間身体的な場を要請する。本論文は、このような身体共同性においてこそ、場が生起し、「共にあること」が始まることを強く訴えている。

以上の点を本論文は、著者が長年従事してきたイギリス19世紀の詩人・画家D. G. ロセッティの作品分析を徹底させつつ、全3部、12章の構成で論じている。

第Ⅰ部「椅子の系譜と坐の姿勢の変化」(第1～6章)の第1章では、チェストに坐った中世人の姿勢を出発点として坐る行為と場の所有の連関について論じ、第2章では個人用椅子が発生する過程を中世のアーサー王物語に追跡している。個人用椅子の発達に伴い、椅子の社会的意味が強化され、坐法が規範化されていくなかで、18世紀フランスの上流階級の邸宅に作られたブドワールに長椅子が置かれるようになるが、第3章はこの長椅子が可能とした他の身体への姿勢の開放の意味をサドの『閨房の哲学』において論じている。続く第4章では19世紀のブルジョワの男女の親密空間において身体に課された「親密さの専制」を、ロセッティのモデルを務めたE. シダルが安楽椅子に坐る姿勢に検証し、第5章ではディヴァンに横たわるブルジョワの私的身体に、規範化された近代的身体への反撥をみている。第6章はM. E. グラムが20世紀初頭に書いたバルカン旅行記をとりあげ、村人と共にディヴァンに坐ってバルカン問題を見つめたグラム視線をたどったものである。

第Ⅱ部「『座』の消失と場の生成－イメージの出現」(第7～9章)は、座から切り離された身体が「イメージ」としての身体的場を形成する過程の追究である。第7章ではロセッティ、W. モリス、A. C. スウィンバーンのアーサー王物語作品に身体の境界意識を分析している。ロセッティが描いた「座」を失ったランスロットは、地面に坐って眠り、女のイメージとしての身体を現そうとするのである。この坐とイメージの関連を、第8章では、W. ベンヤミンが目した遊歩者の歩行運動とカフカが描出する人物の過剰な身ぶりにおいて捉え直し、イメージとして出現する身体的場を論じている。第9章でとりあげたS. ベケットの作品に登場する人物は、坐ることによって日常の外側にあるイメージの時空に入っていく。椅子に坐り社会的な場所を表示してきた身体は、イメージの場のなかにしか坐る場所をもつことができなくなったのである。

第Ⅲ部「ギリシアにおける坐と共同体の記憶」(第10～12章)は、ヨーロッパとオリエントの文化的境界地域に位置するギリシア、キプロス共和国、イタリア・サレント地方のギリシア系コミュニティで実施した坐の姿勢についての人類的な調査に基づく。第10章では、北ギリシアの農村部で寝台兼椅子として使用されるバシという台を主にとりあげ、そのバシの上で半臥半坐の姿勢が生起する、身体的響応と抵抗が絡みあう「斜め」の間身体的場について考察している。11章、12章ではバシの場を起点として移動する北

ロシアの村人の身体が、教会の聖堂と輪踊りの場において創出する共同体的な身体的場を検討している。

審査の結果の要旨

本論文は、「椅子」というひとつの道具を中心テーマとして、坐の姿勢から、ヨーロッパにおける身体および身体的場のありようの変遷を、時代的には中世から現代まで、空間的にはイギリスからギリシャまでをカバーする広範な研究対象領域において考察したものである。ここで扱われる「椅子」の意義は、大別すれば2種類あって、ひとつは実際に人がその身体の延長として使用する物理的物体であり、今ひとつはイメージ、シンボル等として現れるところの表象である。この2種の「椅子」に対して、本論文において援用される考察の視点は、文学、哲学、社会学、美術史、社会文化史、文化人類学など、多岐に渡る。

この視点の多様性は、著者の該博な知識と、既成の知的因習にとらわれない自由な構想力の賜物であるといえる。その自由な構想力は、文学と社会、人文科学と社会科学という、いまだ分断されている諸研究分野に重要な架け橋を渡そうとしており、ここに、「身体」を中心テーマとした境界領域における著者の学際研究の豊かな深まりをみることができる。

この豊かな学際性は、しかし本論文の理論的脆弱さにつながっていることは、指摘しておかねばならない。「椅子」を、「身体」「身体的場」「共同体」との関連で多様なアプローチをもって考察する場合、その多様を貫くひとつの理論的枠組みがはっきりと提示される必要があると思われるが、このことが十分になされていなかったことは否めない。これにより、たとえば第Ⅱ部までの西ヨーロッパを舞台とした考察から、第Ⅲ部のギリシャを舞台とした考察への展開が、理論的一貫性を前面に押し出されないままになされてしまったものと思われる。

以上のように本論文は、理論的枠組みの弱さに問題なしとしないが、その学際的境界領域における新しい学問地平の研究は、今後、人文科学と社会科学の双方にあらたな学問的視点をきりひらくものであり、その成果は、学位論文として十分な水準に達しているものと判断される。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。